

b なお、本件法人の業務及び本件派遣職員の従事する業務は、前記第3の1(1)ウのとおりであることから、本件派遣職員は、派遣法第6条第2項に定める「派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合」に該当し、派遣条例の定めるところにより、本市から給与を支給することができるものと考えられる。

それにもかかわらず、派遣条例によって給与を支給せず、補助金によって負担することとしたのは、派遣条例第4条及び第8条では、派遣職員のうち、派遣法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当(企業職員を除く。)のそれぞれ100分の100以内を支給することができることとされており、時間外勤務手当、管理職手当、勤勉手当等は支給されないことにあると思われる。

派遣法第6条第2項は、同項に該当する派遣職員については、地方公共団体は、条例で定めるところにより、給与を支給することができる旨を定めているのみで、条例の内容について、同法は何らの定めをおいていない。しかしながら、派遣職員は、その職員派遣期間中、当該地方公共団体の職務に従事しない(前記第3の3(2)ウ(イ)の平成12年7月12日付け自治省の通知)ことから、派遣条例第4条及び第8条のとおりに規定されたのである。

#### (イ) 裁判例の動向

a 派遣法と地自法第232条の2による補助金との関係について直接的に判断した裁判例は存在しなかったところ、神戸市が派遣法に基づき職員を派遣した公益法人等に対し、派遣職員の給与相当額を含めて補助金を支出した事案について、神戸地裁平成20年4月24日判決は、派遣団体の職員としての地位に基づき派遣先団体から支給される給与相当額を援助する趣旨で補助金を支出することは、必ずしも派遣法と抵触するものではないと解すべきであり、かような補助金の支出の適法性は、公益上の必要性の有無として検討されるべきものとした上で、公益上の必要性がないものについて違法とした。

しかしながら、前記神戸地裁判決の控訴審である大阪高裁平成21年1月20日判決は、当該派遣自体は違法ではないとした上で、当該補助金支出について、「派遣法の規定、その制定経緯・趣旨、同法の運用に関する通達の内容を総合勘案すれば、同法の目的に合致する職員派遣については、同法規定の職員派遣制度によるべきものであり、同法規定の制度による派遣職員である以上は、その給与支給についても同法規定によるべきであって、派遣職員に対する派遣元による給与支給は禁止され(6条1項)、例外

的な場合に限って条例で定めることを条件に派遣元による給与支給が許され(同条2項)、それ以外の場合は派遣元による給与支給は許されないものと解される。」「その支給原資の全てないし大部分は本件支出(神戸市補助金)であったのであるから、本件派遣職員に対して派遣元である神戸市が給与を支給したものと評価され、かかる支給は、本件条例4条の定めるところによりなされたものでないから、派遣法6条2項により例外として許容されるものではなく、同条1項の禁止に抵触するものとして違法である。」「本件支出の交付決定等のうち派遣職員人件費に相当する部分は、派遣法6条1項に違反する財務会計上の行為(地自法242条の2第1項本文参照)として、違法となる。」とし、また、派遣法と地自法第232条の2との関係について、派遣法が、派遣職員人件費を補助金で支出することを禁止していないからといって、地自法に基づく補助金支出で対応すると、例外的に給与支給を認めた派遣法が無意義に帰すため、許されないと判示した。

b 前記大阪高裁判決に対しては、上告及び上告受理申立がなされたが、最高裁は、平成21年12月10日、上告については民事訴訟法第312条第1項又は第2項所定の上告理由(憲法違反等)がないとして棄却、上告受理申立については同法第318条第1項(最高裁判例と相反する判断がある事件その他法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる事件)により受理すべきものとは認められないとして不受理としたため、前記大阪高裁判決が確定した。

c さらに、神戸市が派遣法に基づき職員を派遣した公益法人等に対し、派遣職員の給与相当額を含めて補助金又は委託料を支出した事案についても、大阪高裁平成21年11月27日判決は、前記大阪高裁平成21年1月20日判決と同様に、補助金又は委託料の支出を違法とした。

大阪高裁平成21年11月27日判決に対しても、上告がなされるとともに、派遣法及び地自法第232条の2等の法令の解釈に関する重要な事項を含む事件であるとして、民事訴訟法第318条第1項により上告受理申立がなされている。

(ウ) 故意又は過失の有無について

前記のとおり、派遣法に基づき職員を派遣した公益法人等に対し、派遣職員の給与相当額を含めて補助金を支出することについては、派遣法第6条第2項との関係で、適法か違法か両論があるところであるが、本市においては、地自法第232条の2の趣旨及び派遣法制定の経緯や当時の国の説明を踏まえ、これを適法と考えて補助金を支出してきたものである。

さらには、神戸地裁平成20年4月24日判決のように、派遣職員の給与相当額を含めて補助金を支出することは派遣法に必ずしも抵触するものではないと判示した裁判例もあったところである。大阪高裁平成21年1月20日判決が確定したことは尊重されなければならないが、同判決が判示するとおり、これが違法であるとしても、本市の関係職員及び本件法人

の意思決定権者は、少なくとも平成21年12月10日に前記判決が確定するまでは、その違法性について認識し得なかったものであり、平成21年度の本件補助金の支出を適法と判断したことについて、故意又は過失がないものと認められる。

(エ) 損害発生の有無について

地自法第242条は、違法若しくは不当な財務会計上の行為等によって地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるものと定めており、損害の発生が要件とされている。

これを本件について検討すると、本件法人に対する補助金は、地自法第232条の2によって公益性が認められる事業に対して支出されたものであり、社会通念上の範囲を逸脱した無効な支出ではないこと、補助対象事業は実施されその行政目的は達成されていること、前記(ア) bのとおり、本件派遣職員は、いずれも派遣法第2条第1項及び派遣条例第2条第1項に該当するのみならず、その従事する業務は、派遣法第6条第2項の業務に該当しているといえることから、本市が実質的な損害を被ったとは認められない。

本市は、派遣法第6条第2項に該当する業務であるからこそ、本市の実務を熟知した職員に従事させたものであり、仮に、本件法人に対する補助金に含まれる人件費を使用して、民間人をこれらの業務に従事させたとしたら、本市が意図する結果が達成されたか定かでない。

仮に本件補助金の支出が違法であるとしたら、本市は、職員派遣を取りやめるか、あるいは、本件派遣職員に対し、派遣条例の定めるところにより直接に給与支給を行うべきであったことになる。この場合、派遣職員が従事していた業務、あるいは、支給を受けられない時間外勤務で対応した業務については、本件法人に対し、人件費相当額を補助金として交付して、派遣職員以外に行わせることとなり、結局、本市では、補助対象の公益事業を本件法人に実施させるためには、本件補助金と同等程度の額を補助金として支出することを免れ得なかったのである。

地自法第242条に定める「損害」とは、利益の喪失あるいは不利益の負担と考えられるところ、仮に本件補助金の支出が違法であるとしても、本市には利益の喪失も、不利益の負担もなく、損害は発生していないと認められる。

(オ) したがって、本件補助金相当額について返還請求等の措置を講じる必要性はない。

イ 平成22年度の本件法人に対する職員派遣の差止めについて

(ア) 関係職員の説明及び提出された資料によると、平成21年度において本件法人に対して合計38人を派遣していたが、行財政改革を一層促進し、また、前記大阪高裁平成21年1月20日判決が確定したことを尊重することから、平成22年度については、(財)文化財団への3人及び(福)社会福祉協議会への1人を除き、他の本件法人に対する派遣を取りやめるとしている。そして、前記4人の派遣についても、補助金の予算算定において派遣職員相当分の給

与費は含めていないとのことである。なお、この点について、平成22年第1回市議会本会議においても、総務局長が同様の趣旨を答弁している。

なお、本件法人については、前記のとおり、派遣法、派遣条例及び派遣規則において派遣可能な団体であるので派遣自体は適法である。

(イ) したがって、派遣職員給与相当額を含めた補助金支出を伴う職員派遣が行われるおそれがないものと認められることから、これを差し止める必要性はない。

#### ウ 今後の対応

(ア) 前記のとおり、多くの地方公共団体では、派遣団体の職員としての地位に基づき派遣先団体から支給される給与相当額を援助する趣旨で補助金を支出することは、必ずしも派遣法と抵触するものではないという理解の下に、運用してきたが、前記大阪高裁平成21年1月20日判決は、このような補助金の運用を派遣法に違反すると断じたものである。最高裁平成21年12月10日の上告棄却判決及び上告不受理決定は、最高裁が、この問題について自ら判断を行ったものではなく、前記大阪高裁平成21年11月27日判決の上告及び上告受理申立事件、あるいは同種の事案において、今後、最高裁がいかなる判断を行うものか不確定である。

しかしながら、地自法第232条の2による補助金と派遣法との関係が不明確なままに、従前の補助金の運用がなされてきたことは否めず、このような状況の下で、前記大阪高裁平成21年1月20日判決が確定したことは、尊重されなければならない。

(イ) 本市においては、行財政改革により、派遣職員を縮小しつつあるが、本市の施策としての公益事業を遂行するために、公益法人等に職員を派遣し、派遣法第6条第2項に該当する業務に従事させる必要性は、依然としてあるものと考えられる。前記の状況を踏まえ、本市においては、今後の判例の動向を注視しつつ、派遣法による派遣職員の人件費について、次のいずれかを検討する必要があると思料する。

a 派遣先公益法人等との取決め書に基づき、派遣先公益法人等が独自財源によって全額負担する。

b 派遣職員の従事する業務が派遣法第6条第2項に該当する場合は、派遣条例第4条及び第8条により、本市が給与を直接支給するものとし、同条例による支給の範囲外の時間外勤務手当、管理職手当、勤勉手当等については、派遣先公益法人等が独自財源によって負担する。

c 派遣条例第4条及び第8条を改正した上、派遣職員の従事する業務が派遣法第6条第2項に該当する場合は、同条例により、時間外勤務手当、管理職手当、勤勉手当等を含めて、本市が給与を全額支給するものとする。

なお、総務省は派遣条例により時間外勤務手当、管理職手当、勤勉手当等を支給することはできないとの見解を示しているが、東京都のように総務省の見解を超えて管理職手当、勤勉手当及び通勤手当を支給できるとする条例を定めている例もある。地方分権が進む中、法の範囲内で地方公共

団体の実情に合った制度が構築されるべきこと等を勘案すると、派遣条例の改正を検討することも否定されるべきものではない。

(2) 請求に理由があるとする意見

ア 平成21年度の補助金の支出の返還請求等の必要性について

(ア) 職員を公益的法人等へ派遣する場合、派遣職員給与相当額を補助金で支出することの適否について、派遣法制定当時から両論があったことは、請求に理由がないとする意見のとおりである。また、派遣法と地自法第232条の2による補助金との関係について直接的に判断した裁判例は存在しなかったところでもある。

(イ) しかしながら、第3の3(2)ウ(イ)で記載の平成12年7月12日付けの自治省行政局公務員部長通知において「法の目的に合致するものについては、法施行後は法に規定する職員派遣制度等によるべき」とされていたところである。そして、請求に理由がないとする意見にも挙げたとおり、神戸市が派遣法に基づき職員を派遣した公益法人等に対し、派遣職員の給与相当額を含めて補助金を支出した事案について、大阪高裁平成21年1月20日判決は、当該派遣自体は違法ではないとした上で、当該補助金について、「派遣法の規定、その制定経緯・趣旨、同法の運用に関する通達の内容を総合勘案すれば、同法の目的に合致する職員派遣については、同法規定の職員派遣制度によるべきものであり、同法規定の制度による派遣職員である以上は、その給与支給についても同法規定によるべきであって、派遣職員に対する派遣元による給与支給は禁止され(6条1項)、例外的な場合に限って条例で定めることを条件に派遣元による給与支給が許され(同条2項)、それ以外の場合は派遣元による給与支給は許されないものと解される。」等とし、派遣法が、派遣職員人件費を補助金で支出することを禁止していないからといって、地自法に基づく補助金支出で対応すると、例外的に給与支給を認めた派遣法が無意義に帰すため許されないと判示した上で、当該補助金は違法な公金支出として許されないものであるので、その支出自体が損害に当たるとし、また、違法支出にかかる各交付決定につき、市長に過失が認められるとしたものである。

(ウ) 派遣職員の給与は、派遣法第6条第2項によって支給されるべきものであるにもかかわらず、本件補助金という形で支出されたことは違法である。

市の派遣条例、取決め書、派遣職員への給与の支給態様、補助金の支出状況等を踏まえると、たとえ派遣職員の給与の支給を主眼とはしていないとしても、本件団体への職員派遣及び給与負担の基本的な枠組みは、大阪高裁平成21年1月20日判決で違法とされた当時の神戸市と明確な違いは認められない。よって、同高裁判決を踏まえて、市長等の関係職員は、平成21年度の補助金支出の段階で違法性を認識して、本件補助金として支出することを回避すべきであった。

また、仮に、平成21年12月10日に最高裁で前記大阪高裁判決が確定するまでの間は、市長等の関係職員が本件補助金の違法性について認識

しえなかったとしても、その日以後においては、違法性及び損害発生を認識し、平成22年度の対応の検討にとどまらず、本件団体に対して平成21年度に支出した本件補助金の返還を求めるべきものであった。

(エ) よって、本件補助金の支出については、派遣法第6条第1項の規定に違反し違法であるので、返還請求等の措置を講ずる必要性がある。

イ 平成22年度の本件法人に対する職員派遣の差止めについて

(ア) 関係職員の説明及び提出された資料によると、平成22年度についても、(財)文化財団への3人及び(福)社会福祉協議会への1人については、引き続き派遣するとしている。当該2法人については、派遣条例及び派遣規則において派遣可能な団体であるので派遣自体は適法である。そして、その4人の派遣については、補助金の予算算定において派遣職員給与相当額は含めていないとのことだった。ただし、補助金の算定等については考え方を示されただけで補助金の算定についての具体的な積算資料等は提示されず、派遣法第6条第2項の規定に違反する違法支出のおそれがないと断定することはできない。

(イ) 公益法人等に職員を派遣し、派遣法第6条第2項に該当する業務に従事させる必要性は否定しないものである。ただし、派遣職員への給与支給の透明性の確保の観点から、派遣職員に対する給与支給は、派遣法第6条第2項及び派遣条例第4条の規定によるべきであり、その規定によらない限り前記2団体への職員派遣については、差し止める必要性がある。

## 川崎市退職職員の再就職に関する取扱要綱

平成 20 年 10 月 14 日 川総人第 818 号 市長決裁

### (目的)

第 1 条 この要綱は、川崎市（以下「本市」という。）を離職する副市長及び事業管理者等（以下「副市長等」という。）及び職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）（以下「離職職員」という。）の再就職（法第 3 条第 1 項に規定する一般職又は特別職として本市に置かれる職に就く場合、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この条において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となる場合及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者を除く。以下同じ。）に関する事務手続き及び再就職状況の公表等の取扱いについて必要な事項を定め、再就職管理の透明性及び公平性を確保するものとする。

### (選考委員会の設置)

第 2 条 再就職候補者の選考作業を適正に行うため、川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を別に設置するものとする。

2 その他選考委員会の組織等に関する事項は、別に定めるところによる。

### (再就職の意向及び人材登録)

第 3 条 離職職員のうち、定年退職を予定し再就職を希望する職員（本市に再雇用非常勤嘱託員として再就職を希望する職員を含む。）は、定年退職する年度に総務企画局人事部人事課が実施する退職後の意向確

認調査に併せて人材情報登録申込書（様式1）に必要事項を記入の上、各局庶務担当課を通じて総務企画局人事部人事課へ提出するものとする。

また、離職職員のうち、勸奨、普通又は任期満了等で離職（失職及び懲戒免職を除く。）を予定し再就職を希望する職員（本市に再雇用非常勤嘱託員として再就職を希望する職員を含む。）は、適宜、人材情報登録申込書（様式1）に必要事項を記入の上、各局庶務担当課を通じて総務企画局人事部人事課へ提出するものとする。

- 2 総務企画局人事部人事課は、人材情報の登録があった離職職員等（以下「登録者」という。）の氏名、住所及び希望職務等を整理した人材情報登録台帳を整備する。

（求人登録）

第4条 登録者の採用を希望する民間企業及び本市出資法人をはじめとする関係団体等（以下「企業等」という。）は、求人情報登録申込書（様式2）に必要事項を記入の上、総務企画局人事部人事課へ提出するものとする。

- 2 前項に記載された申込書の提出にあたって本市出資法人をはじめとする関係団体等については、所管する局の庶務担当課を通じて提出するものとする。

- 3 総務企画局人事部人事課は、求人情報の登録があった企業等からの内容を整理した求人登録台帳を整備し、選考委員会に提供する。

（人材情報の提供）

第5条 選考委員会は、求人情報の登録申込があった企業等に対し、人材情報登録台帳の中から、職種、本市履歴（実績）及び希望職務等を踏まえ、適任と思われる登録者の人材情報を候補者推薦書（様式5）により、原則として複数名提供又は不在情報について提供する。なお、離職時に課長級以上の職員（以下「管理離職職員」という。）で、一定の権限を有する者については、その権限等に関連する企業等からの求人に対して、人材情報を提供しないこととする。



- 2 前項に記載された情報の提供にあたって本市出資法人をはじめとする関係団体等については、所管する局の庶務担当課を通じて提出するものとする。

(採用)

第6条 人材情報の提供を受けた企業等は、速やかに選考を実施して採否を決定するとともに、その結果について、選考結果報告書(様式6)により選考委員会に報告するものとする。

- 2 前項に記載された採否結果の報告にあたって本市出資法人をはじめとする関係団体等については、所管する局の庶務担当課を通じて報告するものとする。

(再就職状況の届出)

第7条 副市長等であった者で、再就職した者は再就職先届出書(様式3)を、再就職しない者は離職後の状況届出書(様式4)により速やかにその状況に関して市長へ届け出を行うものとする。

- 2 管理離職職員であった者で、川崎市職員の退職管理に関する条例(平成28年川崎市条例第2号)により届出を要しない者のうち、再就職した者は再就職先届出書(様式3)を、再就職しない者は離職後の状況届出書(様式4)により速やかにその状況に関して各局庶務担当課を通じて任命権者へ届け出を行うものとする。
- 3 前2項の届出をした者は、離職後2年間について前2項の届け出の状況に変更が生じた場合は、速やかにその状況を前2項の書面により届け出を行うものとする。

(公表)

第8条 前条の規定により再就職先届出書(様式3)を届け出た者については、離職後2年間の範囲でその再就職状況を公表する。

- 2 公表の方法は、毎年8月にその前年度に離職した者の再就職状況を本市ホームページに掲載するほか、かわさき情報プラザでの閲覧に供

する。

3 公表する内容は、氏名、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称、再就職先における地位及び選考委員会における再就職候補者の選考に関する調査審議結果とする。

4 前年度の公表後に再就職状況に変更があった者については、前3項に準じて公表を行う。

(依頼等の規制)

第9条 副市長等であった者は、副市長及び事業管理者等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）に対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であって在職中の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することを自粛するものとする。

(職務と密接に係る企業等への再就職の自粛)

第10条 離職職員は、職務に関連する企業等に対して再就職の打診又は依頼等は行わないものとし、また、管理離職職員で、一定の権限を有する者は、離職前3年間の職務において契約や許認可等、密接に係る企業等に離職後2年間は再就職を自粛するものとする。

(営業活動の制限)

第11条 離職職員が、企業等に再就職した場合は、再就職後2年間は、契約等に関する本市への営業活動は自粛するものとする。

(その他)

第12条 離職職員は、再就職に関して、市民等から疑惑や不信を招くような行為は厳に慎むものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務企画局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

(適用除外)

2 この要綱の施行の際に、既に退職している者については適用を除外する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

(適用除外)

2 この要綱の施行の際に、既に退職している者については適用を除外する。

3 この要綱の施行にあたり、平成25年度本市退職職員に限り、選考委員会の対象となる職位を特別職及び局長級のみとし、対象範囲については、主要出資法人等とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

(適用除外)

2 この要綱の施行の際に、既に退職している者については、改正後の

要綱の規定の適用を除外し、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行にあたり、選考委員会の対象となる職位は課長級以上（学校長を含む。）とする。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 川崎市を退職した職員の主要出資法人等への再就職等に関する指針

### 1 趣旨

この指針は、川崎市を定年、勸奨又は任期満了等で退職した職員(以下「退職職員」という。)の川崎市主要出資法人総合調整要綱(平成3年川総行第75号)第2条に定める法人(以下「主要出資法人等」という。)への再就職等に係るガイドラインを示すものとする。

### 2 再就職に係る協議

市と主要出資法人等は、主要出資法人等からの求人依頼等に基づき、退職職員が主要出資法人等に再就職する場合は、必要に応じて、その再就職について協議するものとする。

### 3 任期及び在職期間の限度

主要出資法人等に再就職した退職職員の当該主要出資法人等における任期は、当該主要出資法人等が定めるものとする。

ただし、原則として、満65歳に達した日以後における更新は行わないものとする。

### 4 報酬額に係わる協議

市と主要出資法人等は、退職職員が主要出資法人等に再就職する場合は、あらかじめ、その報酬額について協議するものとする。

### 5 報酬額の限度額

(1) 主要出資法人等に再就職した退職職員の当該主要出資法人等における報酬限度額は、年額500万円とし、報酬額は当該主要出資法人等におけるそ

の者の職位に応じて、この報酬限度額の範囲内で支給するものとする。

(2) 報酬限度額には、諸手当（通勤手当を除く）を含めるものとする。

(3) 第1号に定める報酬限度額は、常勤の職にある場合の報酬限度額であり、非常勤の職にある場合にあつては、その勤務時間の割合に応じた額を報酬限度額とする。

(4) 前3号の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、市と主要出資法人等の協議によるものとする。

## 6 退職手当の不支給

主要出資法人等に再就職した退職職員の当該主要出資法人等における退職手当は、支給しないものとする。

## 7 その他

(1) 主要出資法人等以外の法人で市が出資しているもの、補助金等の財政的援助を与えているものその他これらに類するもの（以下「関係法人」という。）への退職職員の再就職等について、市と関係法人は第2項及び第3項の規定の趣旨に準じた取扱いをするよう努めるものとする。

(2) この指針に定めのない事項については、必要に応じて市と主要出資法人等が協議するものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成3年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この指針施行の際、現に外郭団体に再就職している退職職員の当該外郭団体における在職期間が第3項第1号に規定する在職期間の限度を超えている場合又は平成4年3月31日までに同号に規定する在職期間の限度を

超える場合については、特別の事情があるものとしてその在職期間の限度を定める場合を除き、平成4年3月31日（平成3年4月1日から平成4年3月31日までの間に同号に規定する在職期間の限度に達する場合については、平成5年3月31日）をもってその在職期間の限度とする。

- 3 この指針施行の際、現に外郭団体に再就職している退職職員（再就職している外郭団体の寄附行為等による任期の定めがある当該退職職員については、この指針の施行の日の属する任期が満了する日までの間）の第5項及び別表に規定する報酬限度額については、なお従前の例による。

附 則

この指針は、平成8年12月27日から施行する。

附 則

この指針は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成10年12月14日から施行する。

附 則

この指針は、平成16年12月10日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年11月16日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この指針は、平成26年3月19日から施行する。





法人名	公益財団法人川崎市文化財団	所管部署	市民文化局市民文化振興室
-----	---------------	------	--------------

【1:経営の基本的考え方】

川崎市が期待する役割と経営改革	<p>①期待する役割 川崎市文化財団は、市民の文化活動の振興を図り、市民生活の向上と川崎市における新しい市民文化の創造に寄与することを目的とし、目的達成のための諸事業を行っている。同財団に対して、公益性の高い事業を実施し、もって本市の文化施策推進の一翼を担うことを期待している。また、ミュージア川崎シンフォニーホール、川崎市アートセンター、東海道かわさき宿交流館の指定管理者として、ホールや施設の魅力的な運営を行い、市の内外に音楽・映像・演劇等、良質で川崎らしい文化を発信するとともに、さまざまな分野の文化芸術の振興を図り、文化芸術を活かしたまちづくりへの貢献を期待している。</p> <p>②経営改革項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統芸能等の鑑賞事業及び普及事業や、地域文化を支える人材育成事業など、幅広い文化芸術振興事業の実施と文化施設の効果的な運営</li> <li>・利用者ニーズに応じた利用調整等、施設における利用率の維持向上と、魅力ある公演企画による入場者増</li> <li>・市民ニーズと市民文化の創造を促進するため、各種事業をマッチングし、事業の有効性を高めていくための手法の確立</li> <li>・市の施策に沿った事業を効果的に実施していくための事業運営や企画立案等に係るノウハウの蓄積及び継承</li> </ul>
法人のミッション	<p>(1)多様な文化芸術事業の実施(市民の文化芸術活動の振興、川崎市における文化芸術の創造を促進、多様なジャンルの文化芸術事業)</p> <p>(2)文化芸術施設の管理運営(市民の自発的かつ創造的な文化芸術活動の場を提供、文化芸術の創造と発信、文化芸術活動の支援と協働を推進)</p> <p>(3)効率的な事業運営(財団全体の組織力を結集、経営感覚に富んだ効率的な事業運営)</p>
現状及び課題の分析	<p>文化芸術を活かしたまちづくりの推進における中核的な組織として、市民の文化芸術活動への意欲を尊重し自主的な活動を支援するための事業を総合的に展開している。採算ペースの確保が難しい事業分野であるが、利用者増による収入の増加を図る必要がある。また、地域における文化芸術活動の活性化がもたらす多様な分野の地域課題解決に対する効果について、市民の理解が得られるよう市民の文化芸術活動の支援・協働をさらに推進していく必要がある。</p>
経営ビジョン	<p>(1)市民が多様な文化芸術に触れ、その創造に参加できる場を提供し、創造的・主体的な文化芸術活動を支援・協働することで、市民が生き生きと心豊かに暮らし、交流する、愛着と誇りを持てる地域社会の構築に寄与する。</p> <p>(2)文化芸術が息づくまちづくりを地域ブランドとして高め、地域が活性化し一体となって、文化芸術を活かしたまちづくりに参加できるよう、文化芸術に携わる地域人材を育成するとともに、育成した人材を活用した文化芸術事業を展開する。</p>

経営改善計画

法人名

公益財団法人川崎市文化財団

所管部署 市民文化局市民文化振興室

4力年の目標と成果指標の体系	3年後の法人像	3か年計画の目標	事業名	事業目的	最終アウトカム	中間アウトカム	アウトプット
法人の主な事業内容	<p>市民が多様な文化芸術に触れ、その創作等に参加できる文化環境を適切かつ効率的に整備運営するとともに、創造的で主体的な市民の文化芸術活動について支援・協働することにより、市民が生き生きと心意気に暮らし、交流する、愛情と誇りを育む地域社会の構築</p> <p>「音楽のまち・かわさき」をはじめとした文化芸術を活かしたまちづくりを推進するとともに、様々な主体を対象とした文化芸術の創造・発信に関する事業や職能の高い専任的な事業を担い、川崎の魅力と誇りを育む、新しい都市イメージを創出する。</p> <p>文化芸術が息づくまちづくりを地味ブランドとして盛り、豊かな文化芸術を身近に感じながら、市民が思い、協働する中で地域が活性化し、まちづくりに参加できるよう、文化芸術に携わる地域人材を育成するとともに、育んだ人材を活用した文化芸術事業を展開する。</p>	<p>市民が多様な文化芸術に触れ、その創作等に参加できる文化環境を適切かつ効率的に整備運営するとともに、創造的で主体的な市民の文化芸術活動について支援・協働することにより、市民が生き生きと心意気に暮らし、交流する、愛情と誇りを育む地域社会の構築</p> <p>「音楽のまち・かわさき」をはじめとした文化芸術を活かしたまちづくりを推進するとともに、様々な主体を対象とした文化芸術の創造・発信に関する事業や職能の高い専任的な事業を担い、川崎の魅力と誇りを育む、新しい都市イメージを創出する。</p> <p>文化芸術が息づくまちづくりを地味ブランドとして盛り、豊かな文化芸術を身近に感じながら、市民が思い、協働する中で地域が活性化し、まちづくりに参加できるよう、文化芸術に携わる地域人材を育成するとともに、育んだ人材を活用した文化芸術事業を展開する。</p>	<p>A事業 多様な文化芸術施設、事業B、C施設を除くの特長を活用した文化芸術事業等</p> <p>B事業 ミュージック川崎シンフォニーホールにおける音楽事業</p> <p>C事業 川崎市アートセンターにおける舞台芸術、映画・映像事業</p>	<p>東海道かわさき宿交流館(指定管理施設)、アートガーデン・かわさき、川崎能楽堂、ラゾーナ川崎プラザソル、新百合ウィングのホールを活用した文化芸術活動の場を市民に提供するとともに、集約した人材や資源により、市民の自主的な文化芸術活動をコーディネートし、支援・協働する事業を展開する。</p> <p>「音楽のまち・かわさき」のシンボルであるミュージック川崎シンフォニーホール(指定管理施設)において、優れた音響効果と高いピッチを享受できる魅力ある音楽事業を展開し、国内外から人々が集まり、交流する場としての存在感をさらに高め、クラシック音楽を中心とする文化芸術の創造・発信を推進する。</p> <p>「アートのまちづくり」(しんゆり・芸術のまち)の拠点施設である川崎市アートセンター(指定管理施設)において、舞台芸術、映画映像芸術を創造・発信し、文化芸術に携わる地域人材を育成・連携しながら、活用による文化芸術活動の支援・協働を推進する。</p>	<p>東海道かわさき宿交流館の利用者数 アートガーデン・かわさき、川崎能楽堂、ラゾーナ川崎プラザソルの利用率</p> <p>主催・共催公演の入場者数 ホール日数利用率</p> <p>映画・演劇入場者数</p>	<p>東海道かわさき宿交流館のイベント等参加回数 ラゾーナ川崎プラザソルの利用可能回数</p> <p>主催・共催公演の回数 貸館公演の回数</p> <p>映画上映・演劇公演回数 ワークショップ等の開催回数</p>	
	<p>A事業: 多様な文化芸術施設(事業B、C施設を除く)の特性を活用した文化芸術事業等</p> <p>B事業: ミュージック川崎シンフォニーホールにおける音楽事業</p> <p>C事業: 川崎市アートセンターにおける舞台芸術、映画・映像等事業</p>	<p>東海道かわさき宿交流館(指定管理施設)、アートガーデン・かわさき、川崎能楽堂、ラゾーナ川崎プラザソル、新百合ウィングのホールを活用した文化芸術活動の場を市民に提供するとともに、集約した人材や資源により、市民の自主的な文化芸術活動をコーディネートし、支援・協働する事業を展開する。</p> <p>「音楽のまち・かわさき」のシンボルであるミュージック川崎シンフォニーホール(指定管理施設)において、優れた音響効果と高いピッチを享受できる魅力ある音楽事業を展開し、国内外から人々が集まり、交流する場としての存在感をさらに高め、クラシック音楽を中心とする文化芸術の創造・発信を推進する。</p> <p>「アートのまちづくり」(しんゆり・芸術のまち)の拠点施設である川崎市アートセンター(指定管理施設)において、舞台芸術、映画映像芸術を創造・発信し、文化芸術に携わる地域人材を育成・連携しながら、活用による文化芸術活動の支援・協働を推進する。</p>	<p>東海道かわさき宿交流館(指定管理施設)、アートガーデン・かわさき、川崎能楽堂、ラゾーナ川崎プラザソル、新百合ウィングのホールを活用した文化芸術活動の場を市民に提供するとともに、集約した人材や資源により、市民の自主的な文化芸術活動をコーディネートし、支援・協働する事業を展開する。</p> <p>「音楽のまち・かわさき」のシンボルであるミュージック川崎シンフォニーホール(指定管理施設)において、優れた音響効果と高いピッチを享受できる魅力ある音楽事業を展開し、国内外から人々が集まり、交流する場としての存在感をさらに高め、クラシック音楽を中心とする文化芸術の創造・発信を推進する。</p> <p>「アートのまちづくり」(しんゆり・芸術のまち)の拠点施設である川崎市アートセンター(指定管理施設)において、舞台芸術、映画映像芸術を創造・発信し、文化芸術に携わる地域人材を育成・連携しながら、活用による文化芸術活動の支援・協働を推進する。</p>	<p>東海道かわさき宿交流館の利用者数 アートガーデン・かわさき、川崎能楽堂、ラゾーナ川崎プラザソルの利用率</p> <p>主催・共催公演の入場者数 ホール日数利用率</p> <p>映画・演劇入場者数</p>	<p>東海道かわさき宿交流館のイベント等参加回数 ラゾーナ川崎プラザソルの利用可能回数</p> <p>主催・共催公演の回数 貸館公演の回数</p> <p>映画上映・演劇公演回数 ワークショップ等の開催回数</p>		

経営改善計画

法人名	公益財団法人川崎市文化財団	所管部署	市民文化局市民文化振興室
-----	---------------	------	--------------

4か年の経営課題 (必ず財務の視点と業務の効率化の視点を含める)	項目	指標の種類	指標	指標の選定理由	目標値(単位)	目標値の設定根拠
A事業:多様な文化芸術施設(事業B、C施設を除く)の特性を活用した文化芸術事業等 B事業:ミュージーザ川崎シンフォニーホールにおける音楽事業 C事業:川崎市アートセンターにおける舞台芸術、映画・映像等事業	A事業:多様な文化芸術施設(事業B、C施設を除く)の特性を活用した文化芸術事業等 B事業:ミュージーザ川崎シンフォニーホールにおける音楽事業 C事業:川崎市アートセンターにおける舞台芸術、映画・映像等事業	アウトプット	東海かわさき文化交流館のイベント等日数	常設展示以外の来館を促す企画の開催が集客努力の指標となる。	270日	企画展示実施日数及び集客イベント(毎月2回)実施日数の予定から設定した。
		アウトプット	ラゾーナ川崎プラザソル利用可能性数	効率的な施設運営により貸館の利用機会を多く提供することが最終的な利用増につながる。	975件	過去3年間の数値推移に基づき設定した。
		中間アウトカム	東海かわさき宿交流館のイベント等参加者数	参加者数は、魅力的なイベント等であるか否かを示す指標である。	30,000人	企画展示来場者数及び集客イベント参加数の見込みから設定した。
		中間アウトカム	ラゾーナ川崎プラザソル利用団体数	利用団体数を増えることは、最終的な利用件数の増加につながる。	145団体	過去3年間の数値推移に基づき設定した。
		最終アウトカム	東海かわさき宿交流館の利用者数	多様な用途の施設利用者数は、地域交流等の施設存在意義の指標となる。	40,000人	展示、イベント、休憩、貸館利用等の人数の見込みから設定した。
		最終アウトカム	ラゾーナ川崎プラザソル利用率	利用率は、貸館施設としての主要な経営指標である。	80%	過去3年間の数値推移に基づき設定した。
		アウトプット	主催・共催公演の回数	ホールへの来館を促す企画の開催が集客努力の指標となる。	90回	平成23・24年度はホール休館のため、平成21・22年度の数値推移に基づき設定した。
		アウトプット	貸館公演の回数	効率的な施設運営により貸館の回数を増やし、利用したことがホール評価の指標となる。	80回	平成23・24年度はホール休館のため、平成21・22年度の数値推移に基づき設定した。
		中間アウトカム	主催・共催公演の入場者数	入場者数は、公演内容の充実度を示す指標である。	100,000人	平成23・24年度はホール休館のため、平成21・22年度の数値推移に基づき設定した。
		中間アウトカム	ホール利用日数	ホールの利用日数が増えることは、最終的な日数利用率の増加につながる。	318日	平成23・24年度はホール休館のため、平成21・22年度の数値推移に基づき設定した。
B事業:ミュージーザ川崎シンフォニーホールにおける音楽事業	最終アウトカム	主催・共催公演の入場者数	主催・共催公演の入場者率は、公演芸術の鑑賞機会として文化芸術創造・発信の指標となる。	75%	平成23・24年度はホール休館のため、平成21・22年度の数値推移に基づき設定した。	
	最終アウトカム	ホール日数利用率	貸館も含めたホール日数利用率は、音楽のまちかわさきのシンボル施設としての存在意義の指標となる。	98%	平成23・24年度はホール休館のため、平成21・22年度の数値推移に基づき設定した。	
C事業:川崎市アートセンターにおける舞台芸術、映画・映像等事業	財務改善			利用者増による事業収入の確保、国等の補助金その他自己収入の確保に努め、行政サービスコストの縮減に努める。		
	業務・組織の改革			優れた文化芸術事業を企画・実践し、市民の文化芸術活動を創造・支援できる人材を確保・育成する。		
4か年の経営課題 (必ず財務の視点と業務の効率化の視点を含める)	指標と目標値の設定根拠					

経営改善計画

法人名	公益財団法人川崎市文化財団	所管部署	市民文化局市民文化振興室
-----	---------------	------	--------------

C事業：川崎市アートセンターにおける舞台芸術、映画・映像等事業	アウトプット	映画上映・演劇公演回数	上映回数・公演回数は施設の稼働実態の指標となる。	1600回	24年度の実績に基づいて設定した。
	アウトプット	ワークショップ等の開催回数	ワークショップの回数は、人材育成事業の取り組み実態の指標となる。	25回	24年度の実績に基づいて設定した。
	中間アウトカム	映画・演劇入場者数	入場者数は、アートセンターの主要事業である舞台芸術・映画事業の内容の指標となる。	64,000人	24年度の実績に基づいて設定した。
	中間アウトカム	ワークショップ等の応募人数	応募人数は、ワークショップ事業内容の魅力を量る指標となる。	700人	24年度の実績に基づいて設定した。
	最終アウトカム	映画・演劇入場者率	入場者率は、上映映画の内容・演劇公演の内容や上映日程、公演日程を量る指標となる。	35%	24年度の実績に基づいて設定した。
	最終アウトカム	演劇・イベント等のボランティア参加者数	ボランティア参加者数は、イベント等の魅力や参加しやすい開催環境を量る指標となる。	300人	24年度の実績に基づいて設定した。
財務改善		国等の資金確保	川崎市の財政支離依存度低減のため、国等の補助金を獲得できる事業手法を創出する。	2,000千円	過去3年間の数値推移に基づき設定した。
		自己収入の確保	川崎市の財政支離依存度低減のため、事業収入及び付随的収入を含め自己収入を確保する。	330,000千円	実績値に基づき設定した。
業務・組織の改革		専門性の高い人材確保等	優れた事業企画を実施できる人材を確保・育成する。	実施	指定管理制度との整合性を考慮しながら専門性の高い優れた人材を確保するとともに、人材の能力を牽引・向上させる育成等を図る。
		財団事業の多様なPR推進	事業PRIにより財団管理運営施設の認知度向上と財団自体のイメージアップを図る。	実施	個別の事業PRIに加えて、財団自体のイメージアップを図る多様なPR活動をさらに推進する。

経営改善計画

法人名	公益財団法人川崎市文化財団	所管部署	市民文化局市民文化振興室
-----	---------------	------	--------------

【2:行動計画】

計画期間	平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日 ( 4 カ 年 )
------	--

(1)A事業:多様な文化芸術施設(事業B、C施設を除く)の特性を活用した文化芸術事業等

目標項目	現 状	行 動 計 画	スケジュール			
			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
東海道かわさき宿泊交流館のイベント等日数	H25.10.11に開設した施設であり年度の実績値はないが、事業計画に基づき設定した。	企画展示は開期3週間程度で10回、イベント等は月2回開催を計画する。	270日	270日	270日	270日
ラゾーナ川崎プラザソル利用可能件数	過去3年度と同水準で推移している。	効率的な施設運営により貸館の利用機会を多く提供する。	975件	975件	975件	975件
東海道かわさき宿泊交流館のイベント等参加者数	H25.10.11に開設した施設であり年度の実績値はないが、事業計画に基づき設定した。	来館者ニーズに合致した事業企画によりリピーターを確保する。	30000人	30000人	30000人	30000人
ラゾーナ川崎プラザソル利用団体数	過去3年度と同水準で推移している。	より多くの利用団体を顧客として確保し、経営の安定を図る。	145団体	145団体	145団体	145団体
東海道かわさき宿泊交流館の利用者数	H25.10.11に開設した施設であり年度の実績値はないが、事業計画に基づき設定した。	魅力的な事業企画とともに、常設展示や貸館の良好な利用環境提供により利用者増を図る。	40000人	40000人	40000人	40000人
ラゾーナ川崎プラザソル利用率	過去3年度と同水準で推移している。	貸館利用率を高め、経営効率を向上させる。	80%	80%	80%	80%

(2)B事業:ミュージアムホールにおける音楽事業

目標項目	現 状	行 動 計 画	スケジュール			
			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
主催・共催公演の回数	H25年度は、過去2年度(H21～22年度)の平均回数と同水準で推移している。	芸術創造発信型事業のみならず、教育や人材育成事業を含めた公演を計画する。	90回	90回	90回	90回
貸館公演の回数	H25年度は、過去2年度(H21～22年度)の平均回数と同水準で推移している。	効率的な施設運営により貸館の利用機会を多く提供する。	80回	80回	80回	80回
主催・共催公演の入場者数	H25年度は、過去2年度(H21～22年度)の平均入場者数と同水準で推移している。	芸術創造発信型事業のみならず、教育や人材育成事業を含めた幅広い公演を実施し、入場者獲得を図る。	100,000人	100,000人	100,000人	100,000人
ホール利用日数	H25年度は、過去2年度(H21～22年度)の平均日数と同水準で推移している。	効率的な施設運営により、主催・共催公演や貸館の利用日数を増やし、利用者数の獲得を図る。	318日	318日	318日	318日
主催・共催公演の入場者率	H25年度は、過去2年度平均(71%)と同水準で推移している。	芸術創造発信型事業のみならず、教育や人材育成事業を含めた幅広い公演を実施し、入場者獲得を図る。	75%	75%	75%	75%
ホール日数利用率	H25年度は、過去2年度(H21～22年度)の平均利用率と同水準で推移している。	主催・共催公演、貸館及び保守点検の効率的なスケジュール調整により、日数利用率向上を図る。	98%	98%	98%	98%

経営改善計画

法人名	公益財団法人川崎市文化財団	所管部署	市民文化局市民文化振興室
-----	---------------	------	--------------

(3)C事業：川崎市アートセンターにおける舞台芸術、映画・映像等事業

目標項目	現 状	行動計画	スケジュール			
			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
映画上映・演劇公演回数	映画上映回数は、24年度の利用日数が315日で1463回であり、91%の稼働率である。演劇は、利用日数253日で126回73%である。	演劇は、貸館利用を進め、利用日数の増と自己収入の増を図る。	1600回	1600回	1600回	1600回
ワークショップ等の開催回数	映画関係ワークショップは定例化している。演劇関係は24年度6回開催した。	ワークショップは、他主催の時期や内容を調整し、夏休み・春休みを中心に開催していく。	25回	25回	25回	25回
映画・演劇入場者数	映画は、24年度実績で48,228人で1上映あたり33人、演劇は、15,720人で1公演あたり125人である。	映画は、「見てもらいたい映画、見てみたい映画」を継続し、24年度実績を維持していく。演劇は、演目により入場者数に格差があるので、日程の調整、内容の充実、広報工夫を図り、入場者数の増につなげていく。	64000人	64000人	64000人	64000人
ワークショップ等の応募人数	24年度の実績から、演劇は400人、映画は250人である。	ワークショップは、少人数で開催するものであるから、応募者数が多いことは必ずしも肯定すべきものとは限らないが、魅力あり、実のある内容により人材育成の一端を担っていく。	700人	700人	700人	700人
映画・演劇入場者率	入場者率(=入場者数÷上映・公演回数×座席数)は、映画は30%、演劇は64%である。映画・演劇合計で34%である。	映画は、「見てもらいたい映画、見てみたい映画」を継続し、24年度実績を維持していく。演劇は、演目により入場者数に格差があるので、日程の調整、内容の充実、広報工夫を図り、入場者数の増につなげていく。	35%	35%	35%	35%
演劇・イベント等のボランティア参加者数	ボランティア参加者数は、しんゆり寄席が10人×10回=100人、アート講座が15人×12人=180人である。	演劇やイベントの魅力や参加しやすい開催環境を創出し、ボランティア参加の充実を図る。	300人	300人	300人	300人

(4) 財務の改善

目標項目	現 状	行動計画	スケジュール			
			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
国等の資金の確保	H24年度の実績1,956千円	川崎市の財政支援依存度低減のため、国等の補助金を獲得できる事業手法を創出する。	2000千円	2000千円	2000千円	2000千円
自己収入の確保	H24年度の実績326,314千円	川崎市の財政支援依存度低減のため、事業収入及び付随的収入を含め自己収入を確保する。	330000千円	330000千円	330000千円	330000千円

(5) 業務・組織の改革

目標項目	現 状	行動計画	スケジュール			
			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
専門性の高い人材確保等	1年単位の有期契約により雇用している。	指定管理制度との整合性を考慮しながら専門性の高い優れた人材を確保するとともに、人材の能力を発揮・向上させる育成等を図る。	検討	計画	検討	計画
財団事業の多様なPR推進	個別の事業PRとともに、財団自体のイメージアップを図るPR活動にも取り組んでいる。	個別の事業PRに加えて、財団自体のイメージアップを図る多様なPR活動をさらに推進する。	検討	計画	実施	実施

## 資金計画表

[ 平成26年度～平成29年度 ]

法人名: 公益財団法人川崎市文化財団

(単位:千円)

項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
経常収支	収入	事業収入	1576713	1576713	1576713	1576713
		営業債権増加高				
		補助金収入	400445	400445	400445	400445
		委託費収入				
		寄付金収入	7760	7760	7760	7760
		雑収入	2990	2990	2990	2990
		その他収入	41740	41740	41740	41740
		...				
	<b>経常収入合計</b>		<b>2029648</b>	<b>2029648</b>	<b>2029648</b>	<b>2029648</b>
	支出	事業費	1994783	1994783	1994783	1994783
		管理費	42421	42421	42421	42421
		減価償却費(△)	-13700	-13700	-13700	-13700
		貸倒引当金繰入(△)				
		退職給付引当金繰入(△)				
営業債務増加高(△)						
法人税等支払						
...						
<b>経常支出合計</b>		<b>2023504</b>	<b>2023504</b>	<b>2023504</b>	<b>2023504</b>	
<b>経常収支</b>		<b>6144</b>	<b>6144</b>	<b>6144</b>	<b>6144</b>	
投資収支	固定資産取得支出					
	固定資産売却収入					
	...					
<b>投資等収支</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
財務収支	借入れによる収入					
	借入金償還による支出					
	利息/配当金の支払					
<b>財務収支</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>現金預金増加高</b>		<b>6144</b>	<b>6144</b>	<b>6144</b>	<b>6144</b>	
<b>期首現金預金</b>		<b>16000</b>	<b>22144</b>	<b>28288</b>	<b>34432</b>	
<b>期末現金預金</b>		<b>22144</b>	<b>28288</b>	<b>34432</b>	<b>40576</b>	





# 点検評価の一例

法人名	公益財団法人川崎市文化財団	所管部署	市民文化局市民文化振興室
A事業:多様な文化芸術施設(事業B、C施設を除く)の特性を活用した文化芸術事業等		東海道かわさき宿交流館(指定管理施設)、アートガーデンかわさき、川崎能楽堂、ラゾーナ川崎プラザソル、新百合トウェンティワンホールを活用した文化芸術活動の場を市民に提供するとともに、集結した人材や資源による、市民の自主的な文化芸術活動をコーディネートし、支援・協働する事業を展開する。	

## 1. 法人による事業評価

指標の種類	指標		年度推移(Plan・Do)			目標の達成状況(評価)	法人コメント(Check・Action)
			26	27	28		
アウトプット	東海道かわさき宿交流館のイベント等日数 (日)	目標	270	270	270	A	<達成状況>昭和時代のなつかしい写真展、川崎宿ゆかりの佐藤惣之助展などの各種企画展及び江戸時代の町人文化等に触れる公演、街道の歴史文化に関する講演会の定期的開催、各種体験教室、共催イベント、川崎区と連携した川崎宿スタンプラリー関連イベント等を開催した。 <改善策>今後も、来館者の趣向にマッチした企画展や講演会、各種集客イベント等を定期的に開催していく
		実績 (増減率)	273 0%	273 0%	273 0%		
アウトプット	ラゾーナ川崎プラザソル利用可能件数 (件)	目標	975	975	975	B	<達成状況>目標達成率は99.7%であり、概ね目標通りの数値であった。 <改善策>施設利用予約状況に併せて施設点検日や音響等の調整日を設定するなど、利用可能件数の増大に努める。
		実績 (増減率)	966 1%	972 1%	972 1%		
中間アウトカム	東海道かわさき宿交流館のイベント等参加者数 (人)	目標	30,000	30,000	30,000	S	<達成状況>地域の歴史・文化を伝える展示、多様な文化を伝える各種企画展、講演会、集客イベント等の開催により安定的に多数の参加者を得ることができた。 <改善策>今後も来館者の反応、意向を踏まえ、当館の設立趣旨に沿ったテーマで企画展やイベント等を開催していく。
		実績 (増減率)	39,806 -3%	38,774 -3%	38,774 -3%		
中間アウトカム	ラゾーナ川崎プラザソル利用団体数 (団体)	目標	145	145	145	B	<達成状況>達成率は98.6%、前年度に比べ9%の増となっており、概ね目標通りの数値であった。 <改善策>利用団体数を増やすことは、利用人数の増加につながるので一層のPRIにより利用促進を図る。
		実績 (増減率)	131 9%	143 9%	143 9%		
最終アウトカム	東海道かわさき宿交流館の利用者数 (人)	目標	40,000	40,000	40,000	S	<達成状況>開館後、2年を経たが、目標数値を2割上回る来館者を維持できた。 <改善策>地域の内外の方々が快適に集い交流できる場としての利用、及び集会室等の利用を促進させ、利用者数の増加を図る。
		実績 (増減率)	49,260 3%	50,857 3%	50,857 3%		
最終アウトカム	ラゾーナ川崎プラザソル利用率 (%)	目標	80	80	80	B	<達成状況>目標数値を若干下回った。 <改善策>今後とも様々な利用促進策を行い、一層の利用率向上を図る。
		実績 (増減率)	86 -8%	79 -8%	79 -8%		

事業別の行政サービスコスト(直接事業コスト-直接自己収入)(千円)	目標	350,227	350,227	350,227	A	<達成状況>前年度より、若干増えたものの目標数値を下回っており、コスト計算及び自主財源確保の意識が高まっている。 <改善策>今後とも行政サービスの一翼を担うという観点から効率的で効果的な事業執行に努める。
	実績 (増減率)	334,353 1%	336,889 1%	336,889 1%		

\* 評価の説明... S:実績数値が目標数値の110%以上の達成 A:実績数値が目標数値の100%以上110%未満の達成 B:実績数値が目標数値の90%以上100%未満の達成 C:実績数値が目標数値の90%未満の達成

## 2. 所管による事業評価

総合評価	27年度	所管コメント(Check・Action)	
		評価結果に対する所管としての認識	今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など
目標の達成状況	A	かわさき宿交流館の企画展は、仕様書で定めた年4回を大きく上回る9回を開催するとともに子どもを対象にした新たな試みを行うなど創意工夫している。プラザソルについては、利用率や利用団体数の目標を下回ったが、長期間使用する団体のキャンセルが数件発生したためであり、収入については、例年と同程度が確保できている。	複数の指定管理施設を管理運営している強みを活かした、施設相互の連携や各施設の利用率向上に繋がる効果的な広報の強化を望む。
費用対効果の状況	A	かわさき宿交流館の来館者数については、目標を大きく上回る来館者があり、費用対効果は高く効果的である。全体として、市民ニーズや地域性の把握と魅力ある公演の実施など、効果的な事業実施や施設利用に向けて積極的に取り組んでいる。	他施設などで培ったノウハウを活かし収益事業の強化や施設利用団体数・来館者数の更なる増加につながる効果的な取組を期待する。プラザソルについては、利用単価の増額に向けた取組の検討を期待する。

\* 評価の説明 目標の達成状況(法人による評価を平均して判断) ... S:目標を大きく上回っている A:目標を達成している B:目標を下回っている C:目標を大きく下回っている  
 費用対効果の状況(費用と効果の増減率により判断) ... S:費用対効果が著しく向上している A:費用対効果が向上している B:費用対効果が低下している C:費用対効果が著しく低下している

法人名	公益財団法人川崎市文化財団	所管部署	市民文化局市民文化振興室
B事業: ミュージックシンフォニーホールにおける音楽事業	「音楽のまち・かわさき」のシンボルであるミュージックシンフォニーホール(指定管理施設)において、優れた音楽効果と高いホスピタリティを享受できる魅力ある音楽事業を展開し、国内外から人々が集まり、交流する拠点としての存在感をさらに高め、クラシック音楽を中心とする文化芸術の創造・発信を推進する。		

指標の種類	指標	年度推移(Plan・Do)		目標の達成状況(評価)	法人コメント(Check・Action)
		26	27		
アウトプット	主催・共催公演の回数	106	109	90	S
	(回)		3%		
アウトプット	貸館公演の回数	80	80	80	S
	(回)				
中間アウトカム	主催・共催公演の入場者数	100,000	100,000	100,000	B
	(人)	90,920	99,258	9%	
中間アウトカム	ホール利用日数	318	318	318	A
	(日)	345	322	-7%	
最終アウトカム	主催・共催公演の入場者率	75	75	75	B
	(%)	72	72	0%	
最終アウトカム	ホール日数利用率	98	98	98	A
	(%)	99	99	0%	

事業別の行政サービスコスト(直接事業コスト-直接自己収入)(千円)	27年度		目標の達成状況
	目標	実績	
事業別の行政サービスコスト	835,585	744,305	A
(直接事業コスト-直接自己収入)	785,483	716,419	-9%

\* 評価の説明... S:実績数値が目標数値の110%以上の達成 A:実績数値が目標数値の100%以上110%未満の達成 B:実績数値が目標数値の90%以上100%未満の達成 C:実績数値が目標数値の90%未満の達成

指標の種類	指標	年度推移(Plan・Do)		目標の達成状況(評価)	法人コメント(Check・Action)
		26	27		
総合評価	目標の達成状況(法人による評価を平均して判断) 費用対効果の状況(費用と効果の増減率により判断)	A	A	A	今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など

\* 評価の説明  
目標の達成状況(法人による評価を平均して判断) ... S:目標を大きく上回っている A:目標を達成している B:目標を下回っている C:目標を大きく下回っている  
費用対効果の状況(費用と効果の増減率により判断) ... S:費用対効果が著しく向上している A:費用対効果が著しく低下している B:費用対効果が著しく低下している C:費用対効果が著しく低下している

法人名	公益財団法人川崎市民文化財団	所管部署	市民文化局市民文化振興室
C事業:川崎市アートセンターにおける舞台芸術、映画・映像等事業	「アート」のまちづくり「しんがり」しんがり芸術のまちの拠点施設である川崎市アートセンター(指定管理施設)において、舞台芸術、映画映像芸術を創造・発信し、文化芸術に携わる地域人材等と連携しながら、市民による文化芸術活動の支援・協働を推進する。		

1. 法人による事業評価

指標の種類	指標	年度推移(Plan・Do)		目標の達成状況(評価)	法人コメント(Check・Action)
		26	27		
アウトプット	映画上映・演劇公演回数	1,600	1,600	1,600	A
	(回)	1,595	1,612	1%	
アウトプット	ワークショップ等の開催回数	25	25	25	A
	(回)	33	27	-18%	
中間アウトカム	映画・演劇入場者数	64,000	64,000	64,000	S
	(人)	82,340	78,438	-5%	
中間アウトカム	ワークショップ等の応募人数	700	700	700	S
	(人)	433	843	95%	
最終アウトカム	映画・演劇入場者率	35	35	35	S
	(%)	52.0	51	-2%	
最終アウトカム	演劇・イベント等のボランティア参加者数	300	300	300	A
	(人)	300	300	0%	

成果

事業別の行政サービスコスト(直接事業コスト-直接自己収入)(千円)	149,000	149,000	149,000	A	達成状況>第2期指定期間の4年目として、事業の効率的な実施と自己収入の拡大に努め、目標を達成することができた。
改善策>28年度は、第2期指定管理の5年目にあたり、引き続き映画・映像等事業、舞台芸術事業の充実と芸術事業の積極的な取組に努め、主催・共催・協賛事業のバランスを調整し、自己収入の確保に努めていく。	146,421	137,689	-6%		

\* 評価の説明... S:実績数値が目標数値の100%以上の達成 A:実績数値が目標数値の100%未満の達成 B:実績数値が目標数値の90%未満の達成 C:実績数値が目標数値の90%未満の達成

2. 所管による事業評価

総合評価	目標の達成状況	27年度		評価結果に対する所管としての認識	所管コメント(Check・Action)
		目標	実績		
A	目標の達成状況	149,000	149,000	A	今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など 全体的な観望の質は向上しているが、特に映画上映やワークショップ等においては、個々の上映及び企画に対する入場者・参加者実績にはばらつきがあるため、今後とも指定管理者グループの強みを最大限に活かすとともに、地域とのネットワーク等を図りながら更なる効果的な事業の推進を望む。
	費用対効果の状況	300	300	A	劇場の利用率をさらに促進していくため、認知度の向上に努めるとともに、これまでの運営手法を検証し、効果的な事業展開を図る必要がある。

\* 評価の説明 目標の達成状況(法人による評価を平均して判断) ... S:目標を大きく上回っている A:目標を達成している B:目標を下回っている C:目標を大きく下回っている  
費用対効果の状況(費用と効果の増減率により判断) ... S:費用対効果が著しく向上している A:費用対効果が向上している B:費用対効果が低下している C:費用対効果が著しく低下している

法人の経営状況

1. 法人の基本情報 (Do)

(1) 財務に関する情報

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
資産					
流動資産 (A)	248,327	277,169	360,503	281,162	
固定資産 (B)	241,673	301,072	278,087	282,502	
資産合計 (C)	490,000	578,241	638,590	563,664	
負債					
流動負債 (D)	232,087	243,796	322,915	199,562	
固定負債 (E)	0	0	0	0	
正味財産 (純資産) (F)	257,913	334,444	315,675	364,101	
負債・正味財産 (純資産) 合計	490,000	578,241	638,590	563,664	
事業収益 (売上)	294,309	1,596,142	1,557,116	1,500,034	
市からの補助金・委託費	1,194,401	349,189	344,589	354,523	
その他	32,242	132,557	122,475	131,613	
収益合計 (F)	1,520,952	2,071,687	2,024,180	1,986,172	
事業費	1,476,339	1,984,737	1,999,990	1,897,049	
管理費	42,111	42,051	42,895	40,170	
その他	0	0	0	456	
費用合計 (G)	1,518,450	2,026,789	2,042,885	1,937,675	
一般正味財産増減額 (当期利益) (H)	2,502	44,828	△ 18,705	48,496	

(2) 市からの収入に関する情報

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
補助金・負担金 (千円)	714,416	342,988	344,588	354,525	
委託費 (千円)	0	6,201	1	0	
指定管理料 (千円)	479,985	907,536	935,145	915,107	
その他 (千円)	0	21,644	10,605	10,431	
市からの収入合計 (H)	1,194,401	1,278,369	1,290,339	1,280,063	0

(3) 行政サービスコスト (市民の負担) に関する情報

項目	A事業	B事業	C事業	D事業	法人計
直接事業コスト (機会費用含む)	452,257	1,203,935	240,857	1,897,049	
△ 直接自己収入	115,369	487,516	103,168	706,053	
事業別の行政サービスコスト	336,888	716,419	137,689	0	1,190,996
△ 間接事業コスト (機会費用含む)					40,170
法人全体の行政サービスコスト					1,231,166

3. 法人の経営状況の評価 (Check) と改善に向けた取り組み (Action)

項目	法人コメント	
	分析結果に対する説明 (事業)	今後の取り組みの方向性 (判断)
ストックの状況 (主に安全性の推移について)	流動比率及び正味財産比率が平成24年度以来、最高となり、また、固定比率も継続的に低下している。	流動比率及び正味財産比率を維持するために、収益性の確保が必要であり、引き続き効率的で効果的な経営に努める。
フローの状況 (主に収益性の推移について)	一般正味財産増減額が過去4年間で最高となった。	ニューサ音楽事業を始めとして各事業の収益の安定化を図る。
市への収入依存度の推移	過去3年間、市への収入依存度は同程度で推移している。	今後とも各事業の収益性を高めるとともに国補助金等の確保を通じ、市に対する依存度を低下させていく。
行政サービスコスト (市民の負担) の推移	前年に比較して行政サービスコストは低下し、平成25年度と同程度になった。	顧客ニーズに応じて事業を効率的かつ効果的に実施し、行政サービスコストの低減を図る。
法人全体の行政サービスコスト	1,191,899	1,276,625
法人全体の行政サービスコスト	42,111	41,983
間接事業コスト	32	33
人員の状況	常勤従業員 3	非常勤職員 0

2. 法人の評価に関する情報 (分析)

(1) 財務に関する指標

項目	判断基準	算出方法	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
流動比率	200%以上が望ましい	(A) ÷ (D) × 100%	107%	114%	112%	141%	#DIV/0!
固定比率	低いほど望ましい	(B) ÷ (E) × 100%	94%	90%	88%	78%	#DIV/0!
正味財産比率 (自己資本比率)	高いほど望ましい	(E) ÷ (C) × 100%	53%	58%	49%	65%	#DIV/0!

(2) 収益性に関する指標

項目	判断基準	算出方法	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
一般正味財産増減額 (当期利益)	マイナスと なっていない		2,502	44,828	-18,705	48,496	0
上記が当期収益合計に占める割合	高いほど望ましい	(G) ÷ (F) × 100%	0%	2%	-1%	2%	#DIV/0!

(2) 市への収入依存度

項目	判断基準	算出方法	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
市への収入依存度	低いほど望ましい	(H) ÷ (F) × 100%	79%	62%	64%	64%	#DIV/0!

(3) 法人全体の行政サービスコスト・間接事業コスト等に関する情報 (行政サービスコスト・間接事業コスト・人員数の推移) \* ( ) 内は市からの派遣人数

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
法人全体の行政サービスコスト	1,191,899	1,276,625	1,309,152	1,231,166	
間接事業コスト	42,111	41,983	42,895	40,170	
人員の状況	常勤従業員 3	(1)	36	35	
	非常勤職員 0	0	4	6	
			0	0	

1. 財務の改善

目標項目	行動計画(Plan)	達成状況(Do)			法人コメント(Check・Action)	所管コメント(Check・Action)
		26年度	27年度	28年度		
国等の資金確保	川崎市の財政支援依存度低減の為、国等の資金を獲得できる事業手法を開拓する。	目標	2,000	2,000	2,000	<法人コメントに対する評価(判断)> <採択基準に適合する事業実施手法をとり、種々の補助金等を獲得し、目標を大幅に上回る取組ができた。>
		実績(取組状況)	68,714	80,843		<今後の取り組みの方向性(判断)> <引き続き文化芸術事業に対する国等からの財政的な助成を受けられるよう、各種の情報収集を積極的に行い、市及び関係団体と調整し、事業実施に向けた効果的な財源確保に努めること。>
		差異	66,714	78,843	-2,000	<法人コメントに対する評価(判断)> <入場料収入については、前年度比約10%減という状況であり、原因についての確に分析する必要がある。>
自己収入の確保	川崎市の財政支援依存度低減の為、事業収入及び付随的収入を含め自己収入を確保する。	目標	330,000	330,000	330,000	<法人コメントに対する評価(判断)> <前客ニーズに応じた公演等を効果的かつ効果的に実施し、入場者数の増加による自己収入の確保を図る。>
		実績(取組状況)	365,143	331,478		<今後の取り組みの方向性(判断)> <前客ニーズに応じた公演等を効果的かつ効果的に実施し、入場者数の増加による自己収入の確保を図る。>
		差異	35,143	1,478	-330,000	<法人コメントに対する評価(判断)>
		目標				<今後の法人に期待すること(判断)>
		実績(取組状況)				<今後の法人に期待すること(判断)>
		差異	0	0	0	<今後の法人に期待すること(判断)>

2. 業務・組織の改革

目標項目	行動計画(Plan)	達成状況(Do)			法人コメント(Check・Action)	所管コメント(Check・Action)
		26年度	27年度	28年度		
専門性の高い人材確保等	指定管理者制度との整合性を考慮しながら、専門性の高い優れた人材を確保するとともに、人材の能力を確保・向上させる育成等を図る。	スケジュール	検討	実施	<取組状況についての説明(事実)> <1年単位の有期雇用契約のもとで、指定管理者制度を導入している施設等各施設の特徴を合わせた人材のあり方について検討を行った。>	<法人コメントに対する評価(判断)> <優れた人材を確保できる専門性の高い人材の確保は、各公演の入場者目標の達成等に必要不可欠であり、雇用形態の見直しその他、職員研修等による人材育成の充実が望まれる。>
		取組状況	検討	検討		<今後の取り組みの方向性(判断)> <今後も優れた人材確保の方法や人材育成の方策を検討し、専門性の高い人材を確保したいが、1年の有期雇用、原則、最大5年までの継続雇用という現在の制約の中では、優れた人材の確保は困難である。>
		差異				<法人コメントに対する評価(判断)> <各賞格階級の空き情報をホームページで発信し、利用率向上に取り組みでお礼や公演ごとにチケットの売れ行きに合わせた効果的な時期に新聞等にスポット広告を掲載し、収益の向上を図った。また、毎月発行している情報誌のリニューアル及び発行部数の増大を行った。>
財団事業の多様なPR推進	個別の事業PRに加えて、財団自体のイメージアップを図る多様なPR活動をさらに推進する。	スケジュール	検討	実施	<取組状況についての説明(事実)> <財団ホームページのリニューアル及びイベントごとの随時更新を行ったほかイベントや公演ごとにチケットの売れ行きに合わせた効果的な時期に新聞等にスポット広告を掲載し、収益の向上を図った。また、毎月発行している情報誌のリニューアル及び発行部数の増大を行った。>	<法人コメントに対する評価(判断)> <有期の広報媒体だけでなく、SNSなど効果的な活用も広報手法の積極的な導入に取り組みたい。>
		取組状況	検討	検討		<今後の取り組みの方向性(判断)> <新たな媒体の活用も含め、財団のイメージアップにつながるPR活動を行っている。>
		差異				<法人コメントに対する評価(判断)>
		スケジュール				<今後の法人に期待すること(判断)>
		取組状況				<今後の法人に期待すること(判断)>



## 他都市の点検評価様式の一例

### ●大阪府

I. 最重要目標							
戦略目標	成果測定指標	単位	H27目標	H27実績 (※1)	ウェイト	得点(※2)	小計(※3)
①施設(ピースおおさか)の利用促進	入館者数	人	82,500	75,120	30	9	9/30 【30%】
II. 設立目的と事業内容の適合性(事業効果、業績、CS)							
②効果的な情報発信	入館者総合満足度	%	88	91	15	15	45/45 【100%】
③アウトリーチ(館外での利用促進)	貸出資料利用人数	人	135,000	247,835	15	15	
	出かける展示	回	5	5	15	15	
III. 健全性・採算性(財務)、コスト抑制と経営資源の有効活用・自立性の向上(効率性)							
④自主財源の確保	平和寄付金収入	千円	750	875	15	15	25/25
⑤運営コストの抑制	入館者1人当たりの事業費	千円	1.0	1.0	10	10	【100%】

### ●横浜市

公益的使命の達成に向けた取組(1)		25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (目標)	29年度 (目標)
①専門文化施設4施設の利用者数	実績 (単位)	429万人 (23-25 累計)	123万人	123万人	158万人	利用者数累計 435万人 (27-29累計)
	進捗 状況	-	-	やや遅れ	やや遅れ	-
②海外との連携による発信力の高い “横浜オリジナル事業”の創造・発信	実績 (単位)	1事業 (23-25累 計)	2事業	1事業	計画の具体化 準備	海外での事業実 施 2事業(27-29累 計)
	進捗 状況	-	-	順調	順調	-
公益的使命の達成に向けた取組(2)		25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (目標)	29年度 (目標)
③子ども対象事業の参加人数の確保	実績 (単位)	124千人	128千人	142千人	130千人	130千人
	進捗 状況	-	-	達成	達成	-
財務の改善に向けた取組		25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (目標)	29年度 (目標)
利用料金、入場料収入等自己収入の 安定的な確保 (自己収入割合の向上) (経常収益-指定管理料収益-受取横 浜市補助金)÷経常費用	実績 (単位)	39%	35%	35%	37%	40%
	進捗 状況	-	-	やや遅れ	やや遅れ	-
業務・組織の改革		25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (累計)	28年度 (累計)	29年度 (目標)
舞台芸術及び美術分野において高い 専門性を持ち、マネジメントや事業のプロ デュース、アーティストを支援できる能 力を持った職員の育成・確保	実績 (単位)	「財団にお ける専門 人材のあ り方に関 する提言」策 定	5 (人)	8 (人)	10 (人)	専門職員10名以 上の指定・配置
	進捗 状況	-	-	順調	達成	-